

別紙 1

利用料金及び居宅介護支援費

居宅介護支援費 I

単位 = 10.21円

居宅介護支援費 (i)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱い件数が45未満である場合 又は45以上である場合において、45未満の部分	要介護1.2	1086単位
		要介護3.4.5	1411単位
居宅介護支援費 (ii)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱い件数が45以上である場合 において、45以上60未満の部分	要介護1.2	544単位
		要介護3.4.5	704単位
居宅介護支援費 (iii)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱い件数が45以上である場合 において、60以上の部分	要介護1.2	326単位
		要介護3.4.5	422単位
特定事業所加算 (III)	12項目の算定要件を満たしている (別紙)	要介護1～5	323単位

※追加

加算について

初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300単位
入院時情報連携加算 (I)	病院又は診療所への入院当日中に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	250単位
入院時情報連携加算 (II)	病院又は診療所に入院してから 3 日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	200単位
イ) 退院・退所加算 (I) イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	450単位
ロ) 退院・退所加算 (I) ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	600単位
ハ) 退院・退所加算 (II) イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	600単位
ニ) 退院・退所加算 (II) ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること	750単位
ホ) 退院・退所加算 (III)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること	900単位
通院時情報連携加算	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画書に記録した場合	50単位
ターミナル ケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者に提供した場合算定	400単位
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の医師の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200単位

ご利用者の費用負担が発生する場合

- ・保険料の滞納などにより、給付制限が行われている場合

・諸事情にて保険給付がなされずに自己負担となった場合には、領収証明書を市区町村担当課に提出しますと還付払いの対象になる場合があります。詳しくは該当事由発生時にご説明いたします。